5 0 1 - 0 5

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i.(○) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

3、4で書いた以外はわかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

3、4で書いた以外はわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

字数が多いので別紙を
添付しました。

[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票 4

３．年金記録について、被保険者にとりましては、ご本人の将来に関わる年金を受ける上に於いて、重要な基礎記録になりますので、慎重且つ丁寧な処理が必要と考えております。

私は、年金問題が現在のように表面化されるまで、このような莫大な誤りがあるとは夢にも思っておりませんでした。何故なら当時最初に取得届が出た際、処理として、その事業所の名簿記帳、健康保険証、年金証、の発行、新規の方は年金番号払い出簿記帳、年金台帳記帳等一人の方を処理するためには最大七つの手順を踏んで発行して来ました。また、算定基礎届が出た際、前年の報酬とその年の報酬を確認しながら、記帳しておりましたので、間違い無いものと信じていました。ただ、ご本人が請求する年齢になった際、その方の記録が一部見つからなかったことは事実です。

[redacted]

それは、ご本人が都合で前歴を伏せて入ったり生年月日を変えて入ったり、また、大手の事業所の下請けで加入しているにも係わらず大手名を言われるので、いくら探しても分からないことも多々あったようです。しかし、これも時間をかけて探し出し担当者も大変だったと思います。

当時、事業主や被保険者は年金に対する関心は低く一人で何枚も発行を受けていた方も居られ、纏めるのに苦労した覚えがあります。私は、今問題になっているのは、そのようなものと信じていました。　ただ、余りにも数が多いので私としては不思議です。その他の理由で社保の責に帰すものであれば、勿論反省しなければなりません。

４．　私は、電算化による年金記録移管の際、担当しておりませんが、その際の記録の移管は上手く出来たのでしょうか。この辺が気になります。また、旧台帳などは全部残っているのでしょうか？あれには脱退手当金を支給された方は備考欄に〇脱の記録があるはずです。旧台帳等からの転記が上手くされてなければ一時金を貰われた方が、復活になると考えられますが？

[redacted]

当時、私達は貧乏官庁で徹夜残業しても超勤手当も出ず、そのような中でも一生懸命頑張って来ましたが、報われず残念な面もあります。しかし、受給される方は漏れていれば、大変不利になりますので、私としては退職してもこのニュースを聞く度に大変気が重い状況です。

３、４は長くなりましたので、このように
活字にさせて頂きました。

平成２１年１２月１０日

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.（○）事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 災害等による記録の滅失。
② 提出された諸届書の記載内容の不適正。
③ 諸届(紙による記録台帳)の保存期限の問題。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記1の
①については、災害等発生後の調査・本人への確認作業を行わなかったこと。
②については、例えば資格取得届に記載された氏名・生年月日等に関する確認できる書類の添付をしないこと。又取得日及び喪失日を確認できる書類の添付がないこと。
③紙による記録台帳を更新した際に旧台帳を廃棄したこと。取得・喪失届の保存期間が短かったのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・報道された程の多くの件数が漏れているとは、考えられなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・オンライン化による端末機器への入力処理後の入力結果データチェック確認が不十分ではなかったかと思う。

・届書記載内容を確認できる書類等の添付が必要かと思う。（質問２の②）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　（退職者）
所属	本　庁　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　＊平成11年度までは課長 （f）事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1、昭和35、36、37年度国民年金制度発足時の記録漏れが多分にあるのではないでしょうか
2、国民年金台帳のさん乱タイプライターのテープ化で~~[illegible]~~誤記入(臨時職員のため)があるのではないでしょうか

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳をコンピュウターに入力後マッチングされたらどうでしょうか、人力での照合では困難だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手作業の時代でしたので、年金記録は正確と認識していました。この問題の存在を知ったのは平成7年頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であるので対応のしようがありません
せめて国民皆年金の昭和36年頃よりこの問題に取り組んでいたらと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　（退職者）
所属	本　庁　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 (d) その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便で照会後決定以外にはないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を進達（庁へ）していたので、庁で整備されていたと思っていました。
この内題が報道されて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の重複取得を解決しなければならないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

49年の基礎番号にする時に、従来の記録モレがある事を認識した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省すべきは、49年の基礎番号の導入時にもう少していねいに統合、照会をすべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 （f.）事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知られていない問題を知っていることはありません。標準報酬等を訂正したり遡及して資格を喪失させたりしたことがあったことは報道されるまで知りませんでした。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この際未納期間が比較的短期間（国民年金）（1年ぐらい）報酬が下がっているとかは本人の申立にもとづき、本人の有利な様に決定してできるだけ早期に決着し、将来の年金制度の基本方針を決定してほしい。（例えば25年の最低加入期間は例えば10年に短縮とか）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 私が在籍していたとき17年前ですが年金記録に問題があることは思っていませんでした。コンピュータ入力なので若干の入力誤りがあるとは思っていましたが。

② 知ったのは報道（新聞）があってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の徴収には力を入れていましたが、これと同じように記録の入力の正確の大切さにより以上の力をそそいでいかなければならなかったと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　**退職者**
所属	本　庁　　**地方庁**
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) **i. 事務所長** j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

。知りません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

。小生ごときでは考えつきませんが
不公平のないようにすることが一番かと思います。

※テレビで弁護士さんの国民年金保険料の納付について領収書等なくはげしく未納になっていること怒っていましたが、職業柄、そのような人こそ、大事に領収書をとっているものだと思っています。（特例納付をしたのならなおさらです。）すこしはらだたしく見ていました。
その後、この弁護士さんの国民年金の納付記録は納付したこととみなされたのでしょうか？

。新聞報道されていた長妻大臣の考え方ですすむ方向がいいと思います。（ある程度本人の申立ですむこと）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　○ 退職者
所属	本　庁　　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 (○) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の発生した原因を在職当時承知していないので、具体的な方策は考えつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・国民年金畑けを永くやって来ましたが、入庁以降使命感・責任感を強くもち勤めてきました。

・「消えた年金記録」……報導されて驚ろいています。退職した平成14年以降知ったところです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・前段の具体的な対応はしていません。

・反省点について（国民年金関係）

・昭和30年代、今のようにコンピューターもない頃記録の管理や広報もままならない時期、職権にて年金手帳の送りつけ（市町村の協力を得ながら）をやり保険料の徴収については強制執行をとるなどしてきたが一部ではいたしかたないと思っている。

今後はコンピューターも発達してきていることもあり公簿からきちんと適用すれば記録も管理できると思います。

ご協力ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金制度創設初期の[redacted]国民年金が40年の長期加入期間を前提とした年金制度であり、この間の資格の得喪と保険料の納付の記録が、年金給付の算定基礎となることを認識し、正確な記録を厳守し、職務に従事遂行したことを記憶いたしております。
また、基礎年金番号制度の導入が退職後であり、年金記録問題は国会で取り上げられて初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談や年金裁定請求のさい複数の年金手帳を所持している方、中には通称名や戸籍の生年月日と違う年金手帳を所持している方がおいでになりましたが、丁寧に対応して処理した記憶がありますが、これらは、今と違って年金額が低く、年金制度に対する国民の理解と関心が薄かった時代に、転職や住所変更者の年金加入手続きのさい、新規の年金手帳が作成交付されたことに起因しているものでした。
基礎年金番号制度の導入による統合作業において、記録の同一人の確認には大変な手間と日時を要したことと存じますが、公表されているような膨大な未統合件数と保険料納付記録の欠落等には大変驚いている次第です。

ご協力、ありがとうございました。

0 0 1 - 0 5

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

古いことで忘れました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（とくになし）
年金番号の重複取得が多くあり、（→最高7枚の人があった）氏名、生年月日の誤届出等、年金記録に支障がでて将来年金の支給時に問題がになると思っていました。一般の人は、年金問題は全て（社会保険の責任と認識しています。）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所、事業主、被保険者の三者が、将来の年金について協力して確実な記録を行う必要があると思います。
生涯、年金番号（社会保険番号）の設定などを検討が必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録についてのトラブルもほとんどなく
その時点では問題~~[illegible]~~はないと
認識していましたが、~~[illegible]~~今の方法
では将来問題になるのではと思って
いました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方ではすべて社会保険庁の定める規則
取扱要領等に基き業務を行っており
全体的に対応できる立場になかった
（お願い）
年金問題は、時期を定めて早急に解決
するものではなく 100年の計を定める
ため相当の時間をかけ検討して下さい。

ご協力、ありがとうございました。

よりよい制度を考えて下さい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　（退職者）〔○〕
所属	本　庁　　（地方庁）〔○〕
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） （i.）〔○〕事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者各自が自分の記録を常に承知できれば良いのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後十数年後テレビや新聞等の報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者各自が自分が納付した保険料がどのように保証してもらえるかと言うことを周知徹底図ることが必要ではないでしょうか。
(挿入：制度を充分に理解されるように)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金取得届提出の際に、過去に加入したときの記号番号を届出ないことで、年金記号番号重複が大変多く、年金裁定の際に多大な事務負担になり、最悪の場合は年金額に反映されないことも有りうるかと考えていた。
（具体的な認識は昭和55年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

健康保険との併用届であり早急に処理（被証交付等）する必要があり、取り敢えず ~~記号~~ 新記号番号を交付し、後日記号番号が判明したときに重複取消し手続をとるよう指導していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　（退職者）
所属	本　庁　　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） (地方社会保険事務局) 　＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時は記録問題はあまり出ていなかったと思います。

その後、国会での質問、それに伴うマスコミ等の報道で大きな問題が存在していたと知りました。(平成19年以降)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特段の対応はしていません。

紙台帳での管理時代、社会保険庁への進達、紙台帳の書替時、オンライン導入時の切替をより慎重に行なうべきだったのではと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ等の報道以外に一切知りません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけ地道に調査し不公平が生じないようにしていただきたいと思っています。

報道されている様な本人の申立てで記録を認める場合は虚偽が判明した場合の罰則規定を厳しくした上で認定していただきたいと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者
所属	本　庁　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について世間一般に知られている以外は知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上の記録と台帳や名簿原簿(控)との照合以外は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格記録は重要なことで勿論正確に記さなければいけないと認識。
その問題を知ったのは、マスコミが取り上げた以降です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取得時 氏名生年月日等を戸籍抄本で確認しその後は年金番号の重複払出しも極力避ける。
遡及して喪失や訂正の場合は本人にも通知する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(上記参照)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 在籍していた（している）ときは。
　このような『年金記録問題』は無かった！
○ 問題が存在することを知ったのは、
　退職後２０数年後の一昨年頃？から
　（ラジオ）テレビ、新聞の報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

退職してから、もうすぐ（来年夏）３０年となる今日……
……　感慨無量、…頓

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　（退職者）
所属	本　庁　　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　＊平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進めてある方策しかないのではないかと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録に事故リスト（事故対象）が市より送付ありそれを補正して回答していたので適正に処理されていたものと認識していた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時（昭和）年金手帳（被保険者証）を数枚持って給付申請で事務取消が完全ではなかったのでは！

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者
所属	本　庁　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

。ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

。早く問題を終結させて
厚生年金、国民年金等、公的年金
のすばらしさ、有利さを、もって
厚生労働省は、アピールすべきで
あると思います
それが、年金不信を解決させる
近道であると思います。
（だらだらと年金制度を政治目的に
いたずらに長引かせるのは解決には
ならないと思います。）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○退職後 マスコミ等の報道で。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して約10年を経過していて解決について方策はない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、重要な問題として取組していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

常に記ろくの重要性を言っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　(退職者)
所属	本　庁　　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

福岡県では社会保険事務所の火災及び水害があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後、国民の住所の流動性は一層高まると考えられるので、住民基本台帳と連携したものを構築し、少くとも今後の記録については万全を期す。
このことを発表することにより、国民の年金に対する信頼が得られる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

健康保険と厚生年金の事務作業は同一歩調を取っていた。昭和30年代40年代は健康保険を優先して考える国民が大多数で、年金番号証書を10枚も20枚も持っている人がいた。年金の重要性について国民への広報不足であった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の資格取得時に新規払出しの届の場合、出来るだけ前歴を尋ね対応した。しかし現在のようにに記録がIT化されてなく、限界があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題点は今迄に殆ど公にされていますので、今更特に申し述べるような事はありませんが、極く小さな事を一点。(その他の事既にご承知済みとは存じますが) 別紙事例Dに関してですが、国民年金の保険料がどうしても払えないでいる家庭の場合、「せめて奥さんの分だけでも…」(高齢な場合に多い事や遺族年金等の事もあって)と云って、夫の分の未納について目をつぶって来た事が多々あります。

当時から長い時間が経ってしまった今日では、「同じ家庭の中で妻の分だけ納めて、自分の分が…」という様な思い違いが起きる可能性は、大いにあると思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の送付による解決への道がベターだと存じます。

不一致点が出た場合は、原則は飽くまで証拠資料に基き補正するとし、実際には不可能に近い事もあるので、本人申立の信憑性を探って、認定により結着させて行かざるを得ないのではないでしょうか。(国民年金で、何度も特例納付なんて事を認めて来た位だから。加えて、制度運営の責任は、保険(国)側に在るのだから)

若し年金に結び付かなかった場合、得てして生活保護に依りがちだから、結局公費の持ち出しになるのだったら、本人が大手を振って貰える"年金"の中で救済していく方がよろしいのでは？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本事例のA・Bについては、退職後に、近年この問題が取り沙汰されてから始めて知りました。
Cについては、オンライン稼働後に在職中有り得る事を知りました。
Dについては、在職時から間々耳にして承知していました。
Eについては、強制執行による零細企業の倒産防止を前提で、それらしき事を行っていた事は仄聞していました。
住民の将来の生活を支える所得保障を行うための何にもまして重要な記録と認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※対応した事
本事例のCについては、市町村側の年金台帳と社保台帳との照合事務の実施（管内全市町村）
Dについては、概ね市町村段階で片付いていたが、社保に上って来たものは、市町村の収納記録を始め、被保険者本人や関係者に実地調査を行う等により解決した様に覚えます。（殆ど社保までの事例なし）
なお、前記質問１に記した様な場合にあっては、市町村台帳の備考欄にその旨記載させ、出来るだけ本人印を押させていました。
※反省点
1、一般的に職員の公僕意識が低かった。（特に、試験合格者以外の職員）
2、それを一層助長したのが、労働組合の闘争激化活動と甘やかし。
3　当時の地方事務所の最高責任者の在任期間が２年間の短期であった事。せめて腰を落着けて仕事のできる４年位は欲しかったです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

年金相談室に勤務している時、生年月日の不合、年番の重複、脱年の受給等で加入記録が本人の記憶と一致しなかったことが多々あり苦情を調査した経験はある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何故このような問題が起っているのか、理解出来ない。

したがって考えつかない。

事象の問題を一つ一つ検証していく以外に方策は出てこないのではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①被保険者記録は個人にとって、将来年金受給資格等重要な問題であり、長期にわたって適切に対応してきたと思っている。
②国会で問題提起後、新聞、テレビ等マスコミ報道で初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は、その都度適切に対応してきたと思っている。したがって問題認識はなかった。
このような問題が国会で提起される前に把握してあったのであれば問題認識時点で早急に対応できなかったかと思う。
[redacted]厚生年金基金に在職していた時、基礎年金番号の統合で事業所とのやりとりで大変苦労した経験がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

は年、零年头、以前に加入していると思料される記録があるにも拘らず、本人は、その事実を認めないことが多々あった。
疑重複の調査、納付督励及び加入勧奨をしている時のことである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人に加入の有無を確認するも、本人がその事実を認めないことには、統合することが出来ず、確認できたものについては統合できた者も多数あった。その時は精一杯対応していたので、反省することはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者) ※丸囲み
所属	本 庁	(地方庁) ※丸囲み

最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 [illegible]業務指導課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に知られていない問題は承知しておりません。
尚行政側の責にあたらない事例は質問4で一部述べております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に今のいわゆる年金問題がこのような形で表面化することは、想定外のことであった。各年金を地方で裁定していた頃は、以下のように取り組み、被保険者等に不利益を与えたことはなかったと認識している。

年金記録は、請求時に本人の職歴と当方の調査が合致して最終的に決定していた。合致しない場合は徹底した調査を行い、重複取消、氏名変更、取得年月日訂正、生年月日訂正等の処理を経て記録を一本化していた。

請求時に完全な期間の記録を完成させれば被保険者等に迷惑はかけない……と、庁も地方も安易に考えていた面は否めない。

昭和60年代に業務センターよりいわゆる「事故リスト」の調査が定期的に送達され、緊急業務として取り組んでいた頃その件数の多さから一定の問題意識はあったが、それも終り、後の電算化で完全なものにされていたものと思っていた。　年金記録問題が存在するのを知ったのは退職して年数も経過していたので知り得る立場になく、マスコミに大きく取り上げられるようになってから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政側から見て不可抗力の事例も多く、前歴をいつわり新たに手帳の交付を受け、結果的に複数の番号を所有する、事業所の都合による採用日と資格取得年月日のズレ、特に女性に多かった例で婚姻による氏名変更の未届、適当な名前の使いわけ、間違った生年月日の届出等があった。これ等については、新規適用時の調査、同説明会、算定基礎届説明会、社会保険委員研修会等に於て広報に努めていたが、今となってはさらなる徹底した指導をすべきであった。

又反省点の一つとして、資格取得届及び当方の被保険者名簿に氏名の「ふりがな」欄を設けず、読みがなによる管理をしなかったことが、その後の統合等の作業を困難にしている一因ではないかと思っている。

記録問題は今に起った事ではなく、庁内部（業務センター）では把握されていた筈、早い段階で危機感を持ち、庁地方一体となって、なりふりかまわぬ取り組をすべきであった。

結果的に、被保険者、年金受給者の皆様に大きな不安と迷惑をかけたうえ、後輩につけを廻すことになりじくじたるものがある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　○ 退職者
所属	本　庁　　　　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所で庁へ進達された記録は、事前基礎的調査を行なった上で進達されたものであり ほぼ適正なものであると考えています。(事業主の届が違っていれば別)
従って、社保に保存されている原簿との照合が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

貴重な年金を支給する為の重要な問題と認識していた。
数年前5000万件の記録問題が新聞に出た事で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録事務に携ったのは40年近く前のことでありますが
社会保険庁業務課のオンライン処理時の対応に問題があったと
思っている

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　（退職者）
所属	本　庁　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） （i.）事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名寄せするしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインになれば、年金記録問題も、従前より緩和されると期待していました。（名寄せも、重複取消も）
マスコミによる消えた年金5,000万件と報道されたときから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自動車免許証のように1人一枚発行し（被保険者証）、または年金手帳を、事業所を変りたび事業主に提示する。システムにしておけば、重複の問題が緩和されたのではないかと思慮します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の記録について
(1) 記録の内容は、3年に1回市町村の被保険者名簿と突合し保険料未納者には市町村と社保が、それぞれに納付督促などをしていたので、記録の誤りはないと確信していた。
(2) 記録の本庁への送付は、さん孔タイプライターにて記号番号氏名性別生年月日をカナ文字にて入力し、2人で読み合せの上、補正し紙テープを本庁へ送達、また納付記録も紙テープにて送達していた。
(3) 記録事務も、多くの法令の外に、事務取扱準則、事務手引書、本庁や県(現社会保険事務局)からの通知等のとおり業務を推進してきたので、記録に問題が発生することはないと思っていた。
(4) さん孔タイプライターは、現在のパソコンのようにキーが軽いものでなく、重たくまた音も大きいものでタイピングに従事した婦人職員(タイプ専門学校卒業者)は、就労時間中は肩や腕や指先が痛むと言って揉みながら室を出ていたものです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は80余年に亘り、記録の追加、削減などに活用し、永く保管を要する大切なものであるにも係わらず、聞くところによればカナ文字から漢字への切替を外部委託。職員の定数や予算でなく国の職員が担当すべきでなかったかと残念に思う。
(1) 現在の不突合ない記録については、社保の紙台帳との照合確認以外に方策は考えられない。
なお、それでも問題があるものは、市町村へ照会することも必要でないかと思う。
(2) 社保に新電子器導入以後の事務取扱いについては、その事務量に応じた職員数や予算を考慮願い、入力毎の記録を他事務官が点検確認する方策が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 年金記録は制度発足時より、80余年の長期に亘り活用しなければならないので、市町村、社保、社保庁の三変に記録しているので、もし災害等が発生しても何等心配も要しないと、集落など納付組織などに説明してきたし、私自身もそのように確信してきた。
(2) 年金記録問題が存在することを知ったのは、テレビや新聞の報道により知り驚いている。
過大報道により、心を痛めてとのです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 市町村から国民年金業務の一部が廃止されたことにより、住民が一番信頼していた市町村が関与しないことで、納付率の低下、被保険者指導の不足などで年金諸問題が増加したのではないかと残念に思う。
(2) 社保においては、国民年金業務の一部廃止に伴う事務量の増大（特に相談業務）や、国鉄や ~~電電~~ NTT などの共済組合の吸収などにより、社保の業務量が増大したための措置がなされただろうかと思っていた。
職員１人当りの業務量が過大になっていないかとか、報道機関が年金問題を報道したら、社保近くの道路と車の渋滞が発生するなどの業務量を思うと、職員の健康問題を心配していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職者によって究明してほしいが
そうして、改善策を立ててほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題については、原本を長期に保存すべきだと考えていた。書き替える、必ず何かが「ミス」が生じる、

○問題は、生じる可能性は低いと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○記録の転記の不正確性、

○氏名の変更の把握不充分による不統一性、

○判定加入事業所の従業員加入者の喪失年月日、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①年金記録で不備であれば庁より事故リストで
再調査依頼が来ていたので、それで充分整理していた
と思っていた。
②もし記録に不備があっても、年金請求の際に窓口で
調査すれば問題はないと思っていた

○その都度、仕事は真面目に努力していたので
年金記録問題が騒がれるまで知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合
○重複付番、生年月日・氏名の誤り、脱退手当金
の支給等、事業主や被保険者の年金に対する
認識も甘く、国のPR不足もあったと思う。

○国民年金事務を市町村より国へ引き上げた
のも問題があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が入職した昭和35年当時には、既にこの制度が始った昭和17年当時からの被保険者名簿（台帳）がありました。記載当時は筆記具と云えば、今日のようにボールペン等消えにくいものはなく、インク（つけペン）か又は鉛筆しかなく、インクが変色し読み取れなく、茶色に変色した名簿（台帳）で判読することが出来ないものが数多くありました。どうにかして事業主及び被保険者に資格期間等を調べ、記録を正確なものにしなければ……とは思いつつも、日常の業務に追われ、手をつけることが出来なかったことが、痛く反省されます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手間はかかるとは思いますが、今行ってある事業所及び被保険者個人に協力を求め、記録を正確に調査すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問（1）～（2）のとおりです

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問（1）～（2）のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンライン切替業務は労働組合(社保協)が行政の規正を行い、切替業務は賃金職員が従事していた。したがって照合業務も余り徹底していなかったと思料される。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳との照合徹底

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全ての業務は適正に遂行するのが責務である

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

労働組合に左右されず職員がもっと責任ある業務に専念していれば、入力ミス等防止出来たものと思料される

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　○退職者
所属	本　庁　　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、知り得た内容はありません。
ただ、被保険者が在老制度時年金を8割もらうために、低報酬で届出を行ない、ボーナスで解消れていた事例があった様に思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年法に基づき業務に従事していました。
只、被保険者1人が何枚も厚年被保険者証を持っていたことについては重複取消が必要でしたこのこと届の提出をお願いし届出してもらっていました。（厚年被保険者証は最初に働いたところでもらったものを引継いでいって下さいということは常に指導がされていました。）

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出の指導
最初に働いた会社で貰った厚年被保証を引継いでいくことは中小零細企業を渡り歩いた人には大変だったと思う。（昭和30年代から40年代にかけては。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） （i.）事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

１人で何個もの記号番号を所有していたり、事業主の届出で氏名・生年月日が本人と相違している等必ずしも行政の責任でないものが大部分を占めていると考える。
現在の方法以外に特に効果的な方法は見出せない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

採用条件を満たすため生年月日を変えたり、氏名を偽った届出がなされ、年金請求の時点で明らかになった事例があったと思う。

上記のような事例の存在を知った時期は、不明です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中や、年金請求年令に達するまでは明らかにならないため対応のしようがなかった。

事業主からの届出によるものなので防ぎようがないと思料する。

（届出時に戸籍を添付する等にしなければ今後も発生する。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

疑わしいものは本人有利な方向で解決するしかないと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後生活の支えとなる大切な記録です。
基礎年金番号導入時に統合されていない記録があることは知っていましたが、年金相談等の機会に、本人の職歴等を確認しながら、基礎年金番号に登録をしていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・本人と接点を持つ機会（電話、訪問、来所）をとらえて、確認し、将来の年金に結びつくよう努めてきました。

・現在行われている特別便のような対応が基礎年金番号が導入された平成9年1月直後にできていたら、良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　　退職者
所属	本　庁　　　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) ○ 保険指導室長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給のためには、絶対重要であると認識していました。

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者（○）
所属	本　庁	地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f.（○）事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i.（×）事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）	

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立を尊重する以外方法は見当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日本語氏名の読み方相違で「つながらない期間」が生じるのは当然だと思います。

記録の移管業務が行なわれた頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接業務に携わっておりませんが、事業所台帳・被保険者連名簿、被保険者台帳等で照会以外はないと思います。

国民総背番号制で実施されると良いと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　（＊平成11年度までは主幹）（○） g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は適正に処理していたので、現在のような大きな問題になるとは思わなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　（退職者）
所属	本　庁　　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) （i. 事務所長）　昭和54年3月依願退職 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和廿年時代進駐軍施設に従事する被保険者を一時的に大量採用した時期があり、長期保険該当者の記録を該当府県の渉外労務管理事務所が整理出来ずに相当長期間にわたって遅延した事があった。後日の事故リストの大半は、それに該当したものであったと記憶しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人あての照会記ろく整理しか考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記ろくの事故リスト一覧表が毎年社会保険庁より送付されて回答をしておりましたが、調査しても不明な被保険者記ろくが若干は発生していたので将来はその数が増えた際の調査は困難になるであろうと予測はしていたが、具体的な解決方策は考えることが予算の問題があるので地方庁では無理だと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在行われている、全被保険者であった者への文書照会しか解決方法は無いと思っていたが、予算的にみて地方庁では解決の方法は見出せなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な件数に驚くばかりです。
解消には時間をかけて ~~事業所~~ 事業所、市町村など
連携して解消して行くしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

> 国民年金を主に担当していたが、年金記録は将来の年金権に関する記録であり、重要な職務と認識していた。
> 国民年金では毎年市町村記録と社保記録を照合して、記録がより正確となるよう務めていた。
> 基礎年金移行時も同様に照合を行い、切替業務を行ったので未統合、誤りは少ないものと、思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

> 紙台帳から電算システム移行、この点に何か問題はなかったか、と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f.（○）事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン導入前、転職する度に新規に手帳の交付を受け、1人で複数の厚年手番を持つケースが多くあったように思う。取得届の受付、処理の際に、経歴的に加入歴があると思われるケースについては、加入歴が無いか尋ねても、厚年には加入したことが無いと言われれば新規として処理せざるを得なかった。
このようなケースが現在の5千万件の一つの要因になっていると思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化、基礎年金番号導入後は、1人で複数番号を持つことは、ほとんど無くなったと思うので、オンライン化、基礎年金番号導入がもっと早くされていれば良かったのではないだろうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　（退職者）
所属	本　庁　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） (地方社会保険事務局) 　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

テレビ・新聞で公表されている事及び文書に記載されている事象以外には、思いあたらない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一般的な問題として、台帳あるいは被保険者名簿等から正確に機械上に反映されてない事に関しては、人力(人数)も必要であるが、名簿等に記載されている内容を正確に読み取り判断できる人材等も必要ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者が、手番を複数持っているケースが見受けられたが、これについては、過去の職歴等も含めて年金請求時に整理統合することとされていたので、機械化された後に大規模な統合処理がされるという認識でいた。
未統合の記録（様々な形態での）及びオンライン切替時のミスが大量いあるということを知ったのは、公表されてからである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が膨大で困難な作業を伴うことが想定されたので、社保事務所に対する業務（作業も含め）協力及び周辺住民に対して機会ある毎に説明し理解を求めた。

反省点
①基礎年金番号の付番時に、現在実施しているような徹底した記録の整理・統合をすべきであった。
②年金は、生涯に関わる問題であるため、運転免許証みたいなカード方式による生涯一つの番号にすべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

先日新聞にて原簿の紙台帳(記録)とコンピューター上の記録を照合するとありました。その方策で成果が上ることを願っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビニュース等で報道されるようになって
知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金においては一人一番号が基本だが再就職の際に
元の番号が確認出来ずに再度新番号の交付を受けている人が
数多く存在する。中には５〜６件という例もある。
この人達の一部が一本化するための「重複取消届」の手続きを
しなかった場合、その人の年金記録が散在することとなり
これが今回の「宙に浮いた年金記録」の要因の一つではと
思いました。
この事業に携わった者の一人として この重複発行阻止の
ための工夫が不足していたのか、又窓口にて事業所担当者
のみの指導ではなく 本人に声が届くような注意を成す
べきだったのではと考えているところです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今やっていることが詳しくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があるとは思っていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者
所属	本　庁　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f.（○）事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで新聞、テレビ等で年金記録問題について、耳にタコができる程聞かされてきましたが、一般に知られていない問題については、特に記憶に残っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

第3者委員会等で検討されていますが、救済される方は喜ばしいことですが、逆に偽ったり、さぼっていながら、どさくさで受給に結びつくようなことがあってはならない。

社会保険庁、社会保険事務所、事業所、市町村、国民健康保険等の取扱いが長期間に広く係わってきている面もあり大変難解です。

例えば、複数の年金手帳を持っている人が、相当数いると思われる。また旧(姓)の年金番号のまま管理している記録が5000万件等あるというが、この数は記録の件数であって人数ではないと思われます。現在行っているねんきん特別便等で確認されていますが？いろいろな方法で広報し、電話を[illegible]、[illegible]すべきしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた頃には（[illegible]年3月退職）このような年金記録問題等が取り沙汰されるとは思いもよらなかった。
今回の問題が存在することを知ったのは国会で取り上げられてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今後の年金問題（記録）については何年に一度という期間で年金記録の通知等を出し被保険者の年金への関心と受給権確保について認識をしてもらうことを必ずやっていただきたい。税制その他の周知徹底が不足する結果だったと思われる。
年金の広報は大切です。もっともっと徹底して広報をするべきだと思う。

[illegible] 質問に答えていないかと思いますが、ご勘弁下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　（退職者）〔○印〕
所属	本　庁　　　（地方庁）〔○印〕
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） 　＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） （i.）事務所長〔○印〕 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金保険被保険者証の複数交付を受けた例
。職場を転々と変った都度、新しい被保険者証の交付を受けた。
。企業の募集要綱に合わせ、年令を偽って採用された。
。前職歴を隠すため、初めて加入として新規交付を受けた。
。名前の一部を変えて（特に女性）取得した。
　これ等は被保険者側の要因で不突合で未整理となっていると思われる。
　相談業務で経験した例
ある炭鉱マンが9件の厚生年金被保険者証番号を調査発見
年令を偽ったケースでは、5年若く申告して採用された、受給申請時に発覚。
　年金番号の複数所持者は基礎年金番号交付時に、手帳等を紛失していた等で統合の申出がされていない。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳、名簿方式時代の記録の収録時の対応は、人名の読み等は同じ字を使っても読ませ方が違う、また、同姓同名、同生年月日も多く統合作業が困難と考える。
。厚生年金番号の払出票、事務所ごとに分類
。記録期間の事業所の記号、名称で所轄事務所を特定し、絞り込み欠落期間と照合、事業所名称と併せて情報提供し、通知する。これらは機械的に処理されたと思いますが、氏名の一字の違い、誕生日の1日の違いが別人の記録となるので被保険者に自分の職歴を思い出してもらうヒントとなる情報提供が必要ではないか。
　各事務所にある名簿（事業所）と、再度照合してみると、手掛りになるかと考える。
　何年かけて統合作業を終了と云ったことは、相手のあることで予測はつかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

焼失した年金記録の復元、年金裁定、年金相談業務に係わったことと、紙台帳、名簿方式の時代の事務を経験
相談業務で一人の名前を年金番号払出簿から数日をかけて9件の番号を発見、受給権に繋げた。このケースは将来も相当数出ることが想定されたこと。名簿方式からオンライン化に向けて事務所から業務センターへ移管した記録の収録で特に人名など判読不能であったり、同じ読みでも「渡辺」か「辺」の様に「邉」の他6文字以上あるなど対応しきれていないと考える。又、大量の作業をミスなしで行うのは不可能と認識
問題の存在は、相当前からあり、年金裁定時に対応してきたと思う。
後々のために事務所に保管する記録は必要になることを予測、事業所被保険者名簿を補修し記録照会に対応できるようにした事、当時予測した事が今起きてるように思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所に保管する記録は必要になってくることを予測
事業所被保険者名簿を補修したり、大手企業から人名索引簿を借り、コピー製本して事務所に設置し、被保険者であった方からの照会に役立つのではと考え準備した。

基礎年金番号交付通知では、他の番号を持っている方は申し出て下さいとのお知らせがあったと思いますが、施行から十数年の間受身の姿勢でいたのではないか。通知時点では所在も変更が少なく連絡がとれる確率も高かったと思う。
基礎番号と同時に資格記録を付して通知すれば相当件数統合できたのではと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　（退職者）※〇印
所属	（本庁）※〇印　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) （i.）※〇印 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中（適用課・資格係、年金係）の担当係の年数が短く若い時期であった為参考になりにくいと思いますが……。
①事業所の方で退職金と共に支給する年金脱退一時金（返還金）の支給の請求がされていた時期があり（後に本人の同意書を取る様になった）多くが年金請求する段階で脱退期間に記入され期間確認に苦慮した例は聞いていた（本人は知らない場合が多い為）
年金手帳交付時に於ける各種保険台帳に期間確認を（前了確認）確実にすべきであった（当時職員・保険台帳は可能であったと思う）。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

業務課より事務所に照会があり資格期間等の事故リストの確認は福岡県は完全に近い確認・回答をしていたと思っています。（職員担当課にて旧台帳の照合等にはベテラン職員（精通した職員）が居り専門的に業務をしていた。
旧・旧台帳も無くなり、照会確認が出来にくくなったと聞いていました。（全喪事業所倒産）→照会・確認不能、調査不能がある。（被保険者の住所は記録されない為）
※当時担当職員であれば[illegible]事例を照合・確認（[illegible]）対策のメドが見出せると思いますが絶対的に不可能はあります。
※当時の事業所と被保険者との流れ、確認等が不完全。新規加入者として資格取得があれば確認せざるを得ないと思います。資格期間確認は現在窓口で行われている業務で良いのではと思う。担当職員は良くやっていると思っています。（近くの窓口へ出向きました）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　(退職者)
所属	本　庁　　　　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般に知られいない問題点は、承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成元年6月の退職時は、年金記録問題は提起されていなかったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)（○） 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　(退職者)
所属	本　庁　　　　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職当時(30年在～50年在)の社会情況として、年金に対する社会全体の認識が甘かったような気がします。国自体が発展途上で、老後のことより目の前の利益を追求することに追われ、年金制度を深く、長期的な目で考えていなかったような社会情況であったと思います。年金記録問題が発生したのは必然であり、現状は一方的に行政の怠慢が非難されているが、一方で、事業主の滞納(保険料は被保険者から半額は預かっているのに、事業運転資金に回しているケース等)、虚偽申告(賃金台帳の二重帳簿、雇用の未届け及び時期を遅らせての取得等)また、被保険者自身も転職時に前歴を申告せず新に年金番号を取得する(知っているケースでは一人で16枚年金番号をもっていた等)、雇用が有利になるよう生年月日を虚偽申告等、今考えると記帳誤り、入力誤りなど全くなかったとは言いませんが併せて年金記録問題が発生することは避けられなかったのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題が解決できない事は、すでに誰もが気持ちの上ではわかっていると思われる、国は国だけでなく国民全体の責任として一定の時期に終止符を打つべきと思う、一方で、すでに記録判明した受給者に対しての遡及支払は迅速に対応すべきと思います。この行政に携わってきたものとして、一方的に非難される事は非常に残念な気持ちです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍当時は、紙台帳の時代でオンラインシステムで、被保険者の前歴等の確認は当然不可能であり、事業主の申告に基づき、処理を行っていた。したがって複数の番号を持っている者で事業主段階で判明した場合は重複取消処理として記録の統合を行っていた。取得、喪失、諸変更届は業務センターへ進達し、業務センターからその進達に基づき、大量の事故リストが送付されており、その処理に追われた記憶はある。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

われわれ、一般職員としては事務処理をすることが精一杯で、逆に今の時期に何千万件という記録問題が出てきたことに大変困惑し、驚いている。
基礎年金番号導入時に当然一定の統合整理は処理されていると考えていた。
また、公的年金制度の重要性を若年層を対象として、教育現場等にもっと早くから取り入れる必要があったかと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に承知している事象はありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の解決方法が最善の方策だと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求の段階で解決できるものと認識しておりました。
問題事象の存在を知ったのは2007年新聞報道等で取り上げられるようになってから認識しました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後10数年の年月が経過しており特別な対応はできないので地域において誤解を為している人があれば説得するように努めております。
反省点としては1人1番号制を徹底してとるべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般にどこまで知られているのか判りませんが
事業主・被保険者等が保険料負担を軽減するための届出
が不確実の部分があったのではないでしょうか
具体的なことについては判りません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

莫大な量と報道がされていますが考えが浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中　認識していない（適正に処理し業務ベースで記録されていたと思っていた）

新聞等で報道されてから

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

考えが浮かびません（申訳なし）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 (f)(○) 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和37年の職時より各制度（国年・厚年）毎、それぞれに複数の番号を付番されていた者が存在していた。特に厚年においては、数十枚もの番号を。これは転職の際前歴をかくさないと再就職できなかった人、前の職場で貰った被保険者証をなくしていた人、住所や氏名の変った人、制度間の得喪の際等々、特にコンピューター導入前はひどかった。
国民総背番号制みたいなのが出来ないと解決できないのでは、そうなったらなったで別の問題が発生するのでは、というような話を同僚としていた記憶がある。平成9年基礎年金番号施行により、これ以後の得喪については正確に反映されると確心を持った。
コンピューター導入時の切替においてフリガナのない氏名について勝手読みで入力が行われた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 窓口対応の際、入念の聞取りを行い、複数枚の被保険者証を持参されている時はその都度統合を行っていた。特に老齢年金裁定請求の際は漏れがないよう特に気を配っていた。
- 当初より氏名、性別、生年月日に加え住所についても必須項目とすべきであった。（同一氏名、同一生年月日者等に対応できた）
- 社保の仕事は年々業務量増（過去の記録の積上げによる経過と共に年金の新規裁定増やこれに伴う支払件数の増加、健保、年金の被保険者数の増加、毎年のように行われた法改正による業務量増等々）となっていたにもかかわらず職員数は微増、予算についてもほぼ横ばいの状態（コンピューター関連予算は別、実際の事務執行予算）で年金記録関係の担当職員は、各事務所数名ではなかったかと記憶している。現在のような予算を当時から交付されていればもっと違った結果になっていたのではないかと思われる。
- 漢字の読みについて、地方独特の読み方がある。例（原）ハラ→ハル、バル（篠）シノ→ササ 等これら全国の事例を集めて再度氏名索引をしてみてはどうでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

入所時昭和36年当時より、年金手帳の重複はあると認識していたが、年金請求時点で統合されると思っていた。
又、納付記録の重複、漏れは、ありえないと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金においては、役場に重複の通知をして統合の処理をしていた。

紙台帳であったため、番号の重複は容易に見い出せなかったが、今となってみれば、10年毎にでも、本人に記録の確認をすれば、よかったのかもしれない。

ご協力、ありがとうございました。

0 Y 1

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている「年金定期便」や「収録記録と台帳との照合」を地道にやっていく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金決定上、一番大事なことと認識していた。

平成9年頃（未統合問題）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・国民年金関係では2年〜3年に1回、市区町村の被保険者台帳と照会し、補正していた

・オンラインシステム導入の際、収録記録と台帳照会が適正でなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　　(退職者)
所属	本　庁　　　　　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長　(在職1年6ヵ月、以前は国年関係のみ) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(注) 厚年は、職歴が浅く
国年関係に限り回答したこと。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械化の現状を承知していないので、判断は困難である。
在職時点での考えでは、原票に遡り、地道な再調査の方法しかないのでは…
例えば、国年関係では、市町村の公簿で確認可能な事項については調査依頼する等。
(現在では機械処理が可能では…)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来、年金受給権が確実に、適正な年金額を受給し、個人の権利が確保できる様。

記憶なし。

但し、今回の発生事象は、予想可能な問題だと思われるが、余りにも件数が膨大で、良識を疑いたくなる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

10年、25年、50年先の年金受給時に想定される"現在発生している様な結果"にならないことを念頭にし、特に、国年関係では資格関係（氏名、住所、生年月日、種別変更等）を、的確に処理する様、恒常的に指導した。

又、せん孔タイプ導入時在職、担当し、種々問題はあったが、年金受給資格、即ち、受給権が確保できるための基礎資料（記録）づくりであることを認識、自覚するよう指導した。

今回の事象は、滞留傾向になり易い問題なので当然ながら、誤処理発生時点での迅速、適確な対応、処理をすべきであったと思う。

長い間対応が遅い。自覚が乏しい。残念の極みである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　（退職者）〔○〕
所属	本　庁　　（地方庁）〔○〕
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 （f.）〔○〕事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険制度は届出主義で、何ら公的な証明（住民票等）を求めないで、事業主の責任で届出がなされた大企業は人事管理が徹底されているが、中小零細企業に於てはそうもいかず、年令の偽りや、偽名を使って届出がなされた事が、宙に浮いた年金番号が存在する一因となっていると思う

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な努力の積み重ねと、各企業の社会保険委員や年金委員、各市町村との連携強化を図って対応していく事が重要である。
又、社会保険のOBの積極的な活用も大事と考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は、5年に1回、適用名簿のコピー等を進達し、不名な部分は事故リストとして返戻され、補正して社会保険庁へ進達していたので全てが適正に処理されているものと考えていたので、マスコミや国会で問題となるまで、庁で未処理のまま放置されていたとは知らなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]高齢者や障害者の方々との交流があり、この問題が発生した後皆様から多くの相談があり、10名の方々が遡及して年金を受給され、大変感謝された。

最初は明らかに本人と思われる記録であっても、勤務先等の情報開示がなされず、80才を過ぎた高齢者にとっては当時の勤務先を思い出すのに相当苦痛をおぼえられた様子であった。年金制度に携わっていなかった者が理解するのはむずかしい。今後は法律用語でなく平易な言葉の表現と徹底した情報開示が望まれると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが次の問題なども
ありました

1. 非適用事業所で試用期間中は適用届を出していない事業所もありました

2. 女性は退職金変りに一時金を請求させる所が多く見受けられた

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原簿が基本になると思います
(紙台帳)

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職時代は余り気にしなかった
正確に記録されているものと信じて
いた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は健保と違い個人々々の
問題となるから充分に留意するように
努め部下にそのように指示して来た

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○国民年金担当で特別相談所の折、夫婦のうち、妻だけ加入、納入しないものがなんなん件もあったこと。
○北朝鮮某氏より「戦時中造兵廠の当時の旧令共済期間を調べてほしい」との依頼を受けたが、韓国前期某氏の親族から「旧令共済は嘘なので…」との連絡を受けたことがあった。
○厚生年金適用事業所が遡及して全喪したのに会社が従業員に知らせなかったため、あとで遡及して国民年金に加入させたため、保険料二重払いに苦情があったこと。当時、国年・厚年の人事異動がなかったためと思われる。
○国民年金受給者で被保険者期間中、1ヶ月分の未納期間があったので調べるよう申し出があった。住所変更のときと思われたが前住所に問い合わせたが、どうしても私の不明とのこと。結局納付は認めなかった。
○国会議員の滞納者がいたが東京の議員会館へ電話し支払ってもらった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原則として、窓口に申し出た場合はその申し出た者を調べること。他は放っておくこと。
長妻大臣は再度、照合を申しているようだが、再び相違台、誤照合が続出し、費用もムダになる。
近年、返金額を発送しているが、住所不明で返送された分の処理は恐らく放置されていると思われる。
○住基ネット番号を社保番号とすることは出来ないか。ゆくゆくは「ICチップ」をつけて国年の記号、健保の記号、雇用保険記号、労災保険の記号等として整理確認出来ないか。未加入、重複加入が防げると思うが。保険料の納入状況も一目でわかる。事務も簡素化で出来ると思うが。
○社保事務所、公共職業安定所、労働基準監督署を統合すること。
○社会保険労務士の有資格者を優遇すること。
○憲法25条の解釈を変更すること。(義務を果たさない者は憲法の生存権を制限すること)
○以上のことは私が在職中から申していましたが、誰も聞いてくれず、一笑にされてきています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題を知ったのは新聞紙上にてです。
○各省コンサルタントに聞いたとき、（誤りをなくすためには）「事務屋は必ず誤りを冒す。点検・照合を必ず行うこと。それでも間違うので誤りを直ぐ修正できるようシステムを作ること。」を教わりました。
△私の点検・照合は私がやることにしました。但し、配置換、転勤がありますので完全とはいいかねます。
ちなみに私は19年間、同一事務所におらせてもらいました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、社会保険制度は国が管理・運営すべきだと考えています。
第一線では ① 制度に加入すること ② 保険料を納付することの２点を住民へ周知してきました。そのため休日の相談や、ときには保険料の取り立てを個人ベースで行うなどしました。
ところが制度変更、年金額の切り下げ等、第一線では住民に嘘を吐いたのではないかと胸が痛みます。特に積立金から毎年2000億円を事務費に回すなど言語道断です。
社保庁の幹部連中を第一線の窓口に配置するなど現場で痛みを分けあってほしい。
国民との信頼を取り戻すには全職員が誠心誠意、国民に尽くすべきではないか。
北欧で社会保険が上手くいっているのは国家（政府）に対する信頼があるからと思う。
「年金手帳」を作るというがムダと思われる。作るなら「社会保険手帳」を作るべき。
・マスコミ等が社保関係の悪口を云うがヒドイと思う。私の在職からは感謝されることは数多くあったが苦情は小額のものだったと思う。本人の記憶違い、市町村の誤り、事業所の処理不手等も全て社保の責任にされているようだ。必ずイイ話、楽しい話題があるはずです。ＰＲもして下さい。財務省の7億円の広報費にくらべて余りに少ないのではないでしょうか？
但し、保険料の滞納を許してはなりません。私は国民年金の差し押さえを提唱しましたが上から「時期尚早」と云われたことがあります。

◎厚生年金の保険料の滞納が増えていると聞いています。
個人の給与からは納付済みです。例え、事業主が払わなくても従業員分は必ず払われる必要があります。
もし、納付しなければ年金額に反映させるべきではないと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

父は療養中ですので私(長女)が聞いかけましたが、
記憶に残しているような事例は聞かれませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

お答えできる状況にありません。
ただ年金制度の黎明期に携わった人間にとりましては無念の思いを強く持っているようです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　◯退職者
所属	本　庁　　　◯地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ◯i. 事務所長　[redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

※[redacted]
1 機械化(さんろくタイプ)時 反対運動が強く(社会・共産・民社(一部))
さんろくタイプは賃金転換によらざるを得ず誤りが出た(本省)
2. 日本名の読み方が複雑で切り替えに誤りを生じた(不可抗力)
(東いヒガシ、アヅマ、トウ)等
3. 市町村からは毎年、保険料納付の通達があるので社保での記録の際、その都度、記録不備者は照会するので一般的には数年中には必らず是正されている筈である(未納者は別)
※[redacted]
1. 戦時中の台帳管理体制の変更(昭20.6.?)　台帳を(厚省→社保)
(決定的混乱の原因)
2. 空しゅう(原爆)等で我が国の企業は消滅し加入者も行方不明となり混乱を極めた。
3. 女性はほとんど脱退手当金を受領しているのに勘違いしている?
4. 事業所の故意喪失(A社保で喪失しB社保で新適)等もあった。
5. 加入者の故意再就職、犯罪者、脱出者、ケンカ退職者等は異名での届出が多く、記録不備の原因となった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 対応する社保職員に判り易い年金資料を交付(勉強)
2. 保険料問題
本人の誤解の方が多いと思う(事情をよく聞くこと)
3. 女子について
退職時に脱手を受給している筈(企業からの退職金と誤解している人も居ます)
4. 加入について
事業所の適用問題(厚年加入の事業所であるのか?)
加入していた仲間の年金受給状況等調査すれば
真疑(誤りもあること)は判る筈である。
5. 納付保険料
事業所→社保の算定届は(職員名簿 給与支払明細)をも持参させ厳格に実施してきたので悪質な未保険は必らず索引票と被保険者名義がみつかる筈と思料します。(解決する)ので支給する。
6. 其の外は却下すべし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※年金問題
1.社保・事業所・被保険者が共同で努力すれば必ず解決すると思う。
（不明者、不突合者の中には必要ない人も多いのでは？）
※戦時、戦後の混乱、海外からの引揚者 約690万
内地での復員者390万等から考え（加入者の範囲の変化）
年金に結びつかない人も相当居られると思っていた。
※保険料回避のため悪質な事業主も居た。（虚偽の届出）
※年金全般を見るようになった次長所長の時代であります。
（問題の存在を考えるようになったのは）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1.社保課長時代
台帳の差し入れは係長の仕事と決め年に一度は台帳の番号順の配列を点検させた。
100番違い、1000番違いの台帳の差し入れ等が発見された。
2.算定届は社保最大の行事の一つとして事業所の給与支払明細、賃金台帳と厳格に照合し職員もよく頑張っていた（組合運動とは別）この時点での不正は無と確信します（本県）
3.機械化推進に際し組合と相反し勧告もしました（本県では4名）
（仕事は組合員皆協力しました。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 原簿・原票と電算データとの照合を徹底して行い、不明記録を一件でも少くする。

②

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知り、おどろきました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・予算の範囲内で仕事を行うことが公務員には義務づけられています。
・予算をオーバーする仕事量があった場合の対処について明確な指針はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

(質問1)

報道済みの外は、特記事項はないが、加入者にも責任の一端があったと思われる事案

① 就職時の条件を有利にする為に、生年月日を偽って届け出、または、事情があり偽名をつかい、その他、就職歴なしとして申し出たために厚生年金記号番号が継続されない例

② 強制適用の5人以上の事業所でありながら、事業主又は従業員の意志により保険料の負担を避けるため、適用事業所としての加入申請を意図的に避ける例

③ 直方社会保険出張所は、昭和28年2月に火災に罹災、健康・年金関係の諸帳票の一部を消失したダメージがあった。事故台帳と称し復元したと聞いた。当時は紙台帳時代であり、事業所毎の名簿(従業員名簿)と加入者台帳が整備され、一方、年金記号番号の払い出し簿があり、これに基づき個人の台帳が生年月日毎の仕分け票で区切られ整備されていた。
また、久留米社会保険出張所は、同年時期水害に罹災したと聞いた。

(質問2)

最低、裁定請求時には、本人の不利益を避けるべく、本人と記録事項を十分精査のうえ検証する必要がある。

報道によるような画一的記録の創作は、多々疑念を招かないとも限らず、決して良策とは思えない。

ましてや、期間の追認は容認しても保険料未納分を税金での保護はどうかと思われる。

特に、脱退手当金を受給済み期間の検証は厳正に取り扱われるべきと考える。

俗に言う「宙に浮いた5000万件」は全てあたかも職員のサボタージュによるものともとれる報道だが意に介しない。

また、国民の皆背番号制でも個人の自覚は必至と思われる

回答票④

（質問3）

昭和31年入職時は、所謂、紙台帳時代であり、台帳課に於いて事業所名簿の全加入者の記号番号氏名等と別途個人毎の台帳との照合作業に携わり重複取り消し等の事務処理を経験したが「5000万件」は予測し得なかった。

当時、年金番号はナンバリングの連番により払い出しのうえ、氏名等記載事項は全て手書きの作業ではあったが、今日報道の様な不本意な事態は推測されなかった

その後、機械化のため幾多の諸準備作業を経た上で今日に至ったが、地方庁から業務室に移行する間に於いて、少なからずデメリットが生じたものと思わざるを得ない。

（質問4）

諸般の事情があったにせよ、全て制度の不備並びにシステムの遅れ、即ち、機械化の立ち遅れと考える。

当時、加入者の資格取得届には、年金被保険者証の外は、戸籍記載事項、職歴書等の添付を要求していなかった為、疑義が生じた場合、本人が離職した場合は諸事項の照会が困難になることが十分に予測されたので、可能な限り瞬時に事業所担当者への電話照会等により事務処理の全うを心がけた。

日頃から、特に、算定基礎届けの際は加入事業所との記録事項の照合を必至と考える。

昨今、企業年金では確定拠出、又は、確定給付年金等の制度が新設され久しいが、掛け金の上げ下げを任意に意図したことが非難の的となっており、このことは、間違いなく法令違反ではあるが、将来give and take　の観点から考慮の余地はないものか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便を元被保険者、被保険者へ送付して記録に違いがあれば本人からの申立てを突合する以外は思いうかびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所を異動しても、適用事業所に勤務しておれば、当然、期間は合算されるので、今回のケースになるなんて思っていませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「どのように対応しようとしましたか」
↳被保険者期間に空白があるなんて思ってもいませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の未記録について

今、厚生年金の未記録解消のため、社保で、ウインドマシンを操作する毎日です。

①米軍駐留基地関係者の未記録が多い

米軍駐留基地で勤務〔略称「労管」(渉外労務管理事務所の略)〕した人たちからの申し出に基づき処理するなかで、未記録が多いように思われます。

②事業所名簿(「０８０」データ)

本人申し出の事業所名、事業所所在地、勤務時期からウインドマシンを使って、未記録手番と照合し、統合か否かという作業手順のうち、事業所名簿(「０８０」データ)の検索にかなりの労力と時間を費やしており、これが未記録解消のネックになっている、と私は考えます。

③ 氏名の登録(読みに)誤ったものが多い

オンライン導入時、社保から業務センターへデータを送信する際に、正確な読みの名前を登録していたら、これほどまでには混乱していなかったものと思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 米軍駐留基地関係者の未記録解消策

米軍駐留基地で勤務者の事業所名簿(「０８０」データ)を基に、受給者ファイルの氏名、生年月日と符合させたデータを作成する。それを基に、受給者(又はその遺族)へ照会する。

② 「０８０」ローラー作戦

①の処理で成果を見た暁に、事業所名簿「０８０」別に受給者ファイルと符合させたデータを作成する。それを基に、受給者(又はその遺族)へ照会し、未記録(アスタリック付)手番の判明につなぐ。

③ 受給待機者と現役被保険者について

厚生年金の被保険者ファイルにも国民年金と同じように住所を登録する。　そのために、事業主に「住所」と「氏名」の正確な登録について、協力を求める。これにより、未記録は大幅に解消されると思います。

④ 氏名の登録(読みの誤り)

現役被保険者分については、算定基礎届けの提出時期に合わせて、事業主の協力を求めて、カナの氏名登録を正確なものにし、統合処理する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務所の国民年金業務係長クラスになった昭和５８年頃、さん孔タイプライターで国民年金の記録を業務センターへ送っていました。

その結果、「疑重複リスト」が業務センターから毎年送られてきました。平常業務のかたわら、その回答のための追跡調査をし、期限ぎりぎりまでに報告していたことを思い起こします。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「疑重複リスト」を業務センターから期限付きで照会されても、照会件数の半分ぐらいしか満足な回答ができませんでした。その結果が現在の未記録問題につながってきた一つの原因になったものと思われます。

ただし、「疑重複」の原因の一つには、さん孔タイプライターを担当していた職員のミスが原因によるものと思っていました。それだけ、複雑なさん孔タイプライター業務を短期間にマスターさせることに無理があったように思います。また、「疑重複リスト」の報告期限をもっと時間を多くとり追跡調査に取り組むべきであったと反省しております。

国民年金の保険料関係では、印紙を手帳に貼付して検認する方式までは正確な記録につながっていたように思います。しかし、いわゆる「ベた張り方式」を採用した頃から、市町村から社保への報告が雑になって、未記録の原因をより多く作る結果となったように思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　（退職者）
所属	本　庁　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） （i）事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

（質問2）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施してあります ねんきん特別便、ねんきん定期便の回答をお願いし、不明の場合は調査等により確実なものにされるとよいと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題があるとは認識していませんでした。

問題が存在すると知ったのは、平成19年5月ごろの新聞・テレビの報道です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新聞報道によるとコンピューターへの入力ミスなどが原因といわれています。入力後の読み合わせがいかに大切かを知らされました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者
所属	本　庁　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 [redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年前後の頃は、国民の健康づくりが厚生省を初め各都道府県で唱えられ、福岡県では保険課が県衛生部とタイアップして「県民の健康づくり」運動が展開された。小生も一員として従事した関係で、[redacted]その頃年金の記録は電算化されるらしいのと噂があっていたことを記憶している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中電算化について一度も課から説明会があったことはないので判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

> 別に承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

> 特に意見はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題と認識しておりませんでした。
退職後　新聞紙上で知り、時期は分りません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職時にはこの問題が起っておりませんでした。
特に意見はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） (地方社会保険事務局) 　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今知らされている中にも知らないことがあるのに、これ以外のことは知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全く良い方策は浮かびません。
ただ、ごね得や虚偽の申告があるやもしれませんので慎重に審査して頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（~~している~~）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私達の在職中は年金記録の照会を受けた際、社保庁の記録からもれていた期間の処理については事ム所保管の旧被保険者資格名簿にて確認し、追記報告をしていて、それでもって解決していたものと思いこんでいたのでこのような大きな問題になっていくとは思いもしなかった。又このような問題が起ったことを知ったのは新聞やテレビで報道されだした頃でした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題の全てとは云わないが、原因の8割方は、社保庁の機械化による台帳移管をした際、パートにより作業が行われたことによると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 （○）f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が入所した（昭和33年）、久留米社会保険事務所は、昭和28年の大水害によって、庁舎が水没状態になったそうですが、各書類も大半が水浸しになったとのことでした。当時の事業所名簿、被保険者台帳、等々は、全てインクペンの手書きでしたから、ボヤけて判読困難な部分がかなりありました。
その補正作業にたずさわりましたが、年金記録に関係する年金番号払出票（旧票）は小さな紙台帳であり、厚生年金番号、氏名、生年月日、脱退手当金の支給の有無等が記録されているものです。
この旧票のインクが流れ、氏名、生年月日等判読できないものも多数ありました。事業所名簿と照合、若しくは事業所に連絡を取り補正に努めていきましたが、全て修正できたかどうか判りません。
このように、水害、火災に遭った事務所が全国的に数例あったと聞いておりますが、この後、社会保険庁にどのように進達されたのか、当時として詳しくは聞いておりませんが、このような事が現在の年金記録問題の一端となっているのでは……と思っております。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、各社会保険事務所の事業所名簿等と照合して、徹底した補正が出来ると聞いております。
上記の時代の記録で不明なものは、同一事業所に勤務していた同様の業務にたずさわっていた人等の実状等も参考にして本人の申し出に基づいて補正するのも、今となってはやむを得ないと思いますが……。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた頃は、いわゆる年金記録は、被保険者本人が年金裁定の申請に来られた際に具体的に対応しておりました。
請求書の職歴（勤務記録）に基づいて確認をしておりました。
厚生年金の場合、払い出し番号を複数持っている方が多かったですが、オンライン化されておりましたので、その画面で請求者と対応してゆき、職歴で本人が記憶されていない部分でも、その画面と事業所台帳等との照合で補從しておりました。国民年金の記録では不明の点は、市町村に照会しておりました。このように年金記録では裁定請求時に個々に対応しておりましたし、特に問題としての意識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の基となる被保険者資格届は事業主が届け出ることとされておりますが、その届出（被保険者の氏名、フリガナ、生年月日、報酬月額）が適正になされているのか、特に資格取得年月日が適正か、中小零細な事業所によっては、いわゆる試用期間として一定期間以上勤務し継続しそうな人に、その期間後を取得年月日として届出る所も多かった。これ等の点について、事後確認が充分でなかった点は、これが記録問題の一端となったのではと反省する事だと思う。
在籍中は、従前は5人以上法人が強制適用だったのが全ての法人が強制適用となり、その適用対策、算定基礎届の報酬月額の決定に力をそそぎ、国民年金にあっては、保険料収納率の向上が最大の課題でした。
被保険者の権利でもある資格確認に関する事柄が必ずしも充分では無かったのではないかと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　(退職者)
所属	本　庁　　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が20代(昭和40年〜42、43年頃)適用課所属していた頃、社会保険庁より、年金記録事故リストとして、再調査依頼が年2回程毎年あっていました。(件数不明)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時は適用課職員で適正に処理して又庁に進達していました。
年金記録は本人1人に1枚の年金番号、氏名、生年月日、種別で記録されるものであるから、取得時に、加入者、事業主、職員が間違いないよう正確に届出、又処理する事を算定説明会等で周知されました。内部

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

> 知りません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

> 年金受給者及び加入者から年金記録が漏れていると申出した人に対しては最後までご納得される調査をし、理解して頂く。
>
> 調査内容、
> - 年金番号の重複の可能性、
> - 生年月日の誤記
> - 種別の間違い
> - 氏名の誤記
> - 名簿（紙台帳）との突合
> - 本人の職歴等
> - 現存事業所であれば事業所の調査

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・申請主義のため期間が短い人や、脱退一時金を受給した人達の支給漏れの人が発生することを心配していました。

・平成19年10月頃の新聞で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・資格等のことや国民年金の免除申請等について目先のことしか考えていなかった点が。

・基礎年金番号のお知らせのようなしっかりした通知していくことをすればよいと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題は庁でしっかり管理されていると思っていました。
○退職後テレビや新聞で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)※
所属	本　庁　　(地方庁)※
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 (g.)※ 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

※ Circled by hand on the form.

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人と物と金を集中的に投資し早急な解決を図らなければ社会保険の本来の役割が果たせません。現役の職員の皆さんの負担を早く楽にして上げることです。

（欄外）現在やっている作業を早く仕上げることです。他に方策はありません。

1年未満（同年の場合）等の場合全て認めるなどといったバカな話はありません。5000万件という数字が一人歩きをしていますが現場では100%近く厳正・適正・適格な業務が行われているのですから。一部の被保険者・事業主、それと社会保険行政の全てに

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 過去の職歴を忘れている人の存在は知っていた。
2. 地方（現場）では、毎月の適用の推進・保険料の収納・制度の周知に全力を上げていた。
3. 現在のような記録問題の~~実態~~存在を知ったのは今回の発端が最初です

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（反省点）

何故、国会から追及される前に自発的に記録問題の存在を広く世間に知らしめ、被保険者の方々をご協力を得て、解決を目指そうとしなかったのか、大いに反省されます。

今回の問題は年金という長い時間を要する事業の仕組から当然に存在するもので~~あ~~あったと考えます。

制度發足後長い間に渡って（被保険者側）日本も未だ若く、今日のような超高令社会の到来年金の重要性を認識していなかった。

ご協力、ありがとうございました。

（社会保険側）[illegible]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現場での方針と進捗状況等の情報がなく、方策が考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

偽名、生年月日で雇入れ、資格取得届も正確に提出されていない情況が有り本人も何枚もの年金証を持参していた常態から何時かの正確な通算期間に支障を来すのではと、昭和30年代在職当時（台帳係があった）から思われたが、事務の電算化から著しく不突合が生じたと思われます。テレビ等のニュースから問題の大きさが知らされた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応は担当係以外は庁等の方針を受け事務所全体で取組む以外出来ないわけで算定等の調査で取得年月日等事業主等の指導は取組んでいた、と考えます。

旧台帳の整理が進まず長時間を要したこと年金受給者の発生件数の著しい増加に対応した対策が不充分だったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　〇退職者
所属	本　庁　　〇地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・公的年金制度（厚生年金、国民年金、いくつかの共済年金）の歩み。（主として適用（被保険者の取得・喪失（例）標準報酬の経過等）
〈熟知〉
給付（老齢年金、通算老齢年金 以下略）の資格、給付の額等）
法令（法律、政令、省令（手続）、通達 事務処理要領
・届出主義……適用事業所の確認、脱退手当金支給
国民年金……保険料の納付、免除手続
（法定要件 手続による認定要件）
・年金制度に対する理解・徹底。 年金意識の変化（充実した年金制度）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者台帳〈経過〉……紙カード（印字）→ 昭和30年代 継続処理（コンピューター）
年金制度（例．厚生年金制度…）
昭和17年制度発足。全文改正 昭和28年頃
その後数次に亘り制度（給付要件、標準報酬等）の改正が行われている。 適用範囲の拡大
・(1) 被保険者の記号番号（索引） 原則、一人一番号
(2) 被保険者の性別、生年月日（元号 明治、大正、昭和、平成・年月日）男女
(3) 氏名……漢字、仮名。 カード式台帳→電算処理
切換業務の際円滑に処理されたかどうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は老齢（退職）年金給付（他給付等）の資格要件・年金額算出を確定する台帳として極めて重要な帳票である。法令、事務処理要領に基づき正確迅速に処理することが肝要である。
従来の台帳は紙カード式一切換により将来を含め電算化処理が行なわれている。
・情報によると未統合の記録が５千万件所在などという。
これは単に受給者（加入者）数を意味するものでなく一人数枚の受給権者数の累積数であることを意味する

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁が発足した際、将来の人口動向・高齢化の推移を考慮し年金裁定庁として極めて大きな役割を果たす行政機関として従来は要員（職員）は夢と希望をもっていた~~あった~~。新に移管後においても
適用事業所・国民に対して年金制度の趣旨（法令等）
年金記録の正確な処理：各種制度説明会
は継続実施して欲しい
社会保険庁の指導方針に基づき処理してきましたので
従来の監督庁、政策決定庁（中央官庁）の意見を聴いて下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・公的年金制度（厚生年金、国民年金、いくつかの共済年金）の歩み（主として適用（被保険者の取得・喪失（例）標準報酬月額の経過等）
〈熟知〉
給付（老齢年金、通算老齢年金 以下略）の資格、給付の額等）
法令（法律、政令、省令（手続））、通達 事務処理要領
・届出主義……適用事業所の確認、脱退手当金支給
（法定要件 手続による認定要件）国民年金……保険料の納付、免除手続
・年金制度の理解の徹底。（年金意識の変化）（充実した年金制度）

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者台帳〈経過〉…紙カード（印刷）→（昭和30年代）総統合処理（コンピューター）
年金制度（例、厚生年金制度…）
昭和17年制度発足。全文改正 昭和28年頃
その後数次に亘り制度（給付要件、標準報酬等）の改正が行われている。適用範囲の拡大
・(1) 索引 被保険者の記号番号 原則、一人一番号
(2) 被保険者の性別、生年月日（年号 明治・大正・昭和・平成、年月日）男女
(3) 氏名…漢字、仮名。カード式台帳→電算処理
切換業務の際 円滑に処理されたかどうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は老齢（退職）年金給付（他給付略）の資格要件、年金額算出を決定する台帳として極めて重要な帳票である。法令、事務処理要領に基づき正確迅速に処理することが肝要である。
従来の台帳は紙カード式→切換により将来を含め電算化処理が行なわれている
・情報によると未統合の記録が5千万件所在ということ、これは単に受給者（加入者）数を意味するものでなく一人数枚の受給権者数の累積数であることを意味する

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁が発足した際、将来の人口動向、高齢化の推移を考慮し年金裁定庁として極めて大きな役割を果たす行政機関として従来は要員（職員）は多と余裕を~~あった~~もっていた。新たに移管後においても
適用事業所、国民に対して年金制度の趣旨（法令等）、年金記録の正確な処理：各種制度説明会は継続実施して欲しい
社会保険庁の指導方針に基づき処理してきましたので従来の監督庁、政策決定庁（中央官庁）の意見を聴いて下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　　(退職者)
所属	本　庁　　　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「世間一般で知られている」のはマスコミで報道されているものと解しますが中でも「恣意的な処理」については信じられないし、知る限りでは絶対にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

◎ 保存する新旧のデーター、保存されていれば市町村データー及び同家族、同時期の状況等を勘案し判断（現在中央で組織されている委員会方式等。）
◎ 年金請求時に直接面談による調査、確認（長期戦）
◎ 「数年内に」と期間を設定し「最後の一人まで解決、救済する」とすれば本人申立をすべて容認するしかない。
その場合そのことによるその後の弊害を念頭に。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

36年間在職中33年は年金。短期完了指向の健保とは異なり長期に亘るデーターの積上げであり慎重対応を心掛けた。
ただ莫大な量を熟なす中で、ミスがなかったとは言いきれない。
中でも、ペーパー記録の旧々台帳、さんれし処理された旧台帳、オンラインシステムへとそれぞれの切替処理時に誤記、転記ミス、チェック機能不充分等があったのではないか（主に）。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 市町村保有使用台帳との定期的照合の推進
- 切替済旧台帳の活用、管理、保管

反省というより残念

国民年金現年度（当該年度）保険料収納の市町村委託廃止。
（組織的な納付形態の崩壊と相互記録保持とチェック機能の断絶）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に知られている以外にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所にて勤務するようになって間もなく、先輩達の話しの中で事業所を換る度に、新しい厚年番号を取得している者があること。また、国民年金では、市町村間の住所変更先で新たに国年番号を取得する者、（厚年）⇄（国年）の異動毎に新しい番号をとる者がいる事等を知った。その件数が、現在報道されている程、多数にのぼるとは認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年・国年夫々の年金を請求する時点で加入期間を確認し、統合できるということで認識していた。また、それが効率的であると思っていた。

基礎年金番号（さらに進んで社会保障番号制）、コンピューター化が、年金制度発足当初からとられていれば（そういう時代であれば）防げた問題多。今後、社会保障番号制の採用が早急に実施されることが望ましいと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　（退職者）
所属	本　庁　　　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) （i.）事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について知られていない問題として別に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私が退職して20年近く経過しており、現時点での解決策はわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度開始以来長期間のなかで、年金記録は制度の変化や時代の反映で被保険者の資格得喪、報酬、種別の変更、訂正など勿論正確に記録されなければならないと認識していました。コンピューターにより記録されるようになり、事故リストによる照会に正しく回答し補正されていたと思っていました。又年金裁定請求時点で職歴と記録の照合でチェックし一部解登請求がある事は認識していました。

新聞報道により、記録漏れが多いことを知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後にOBとしてこの問題の会合に参加しましたが私は相談業務の対応は無理でした。

事業所からの届出を正確に記録できたとしても、届出に問題があれば誤った記録になります。これをどう改善していけるかが問題だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者 (circled: 退職者)
所属	本　庁　　地方庁 (circled: 地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。(国民年金課主幹)

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 国民年金の納付記録に限って言えば、「疑わしきは罰せず」の線に沿って、※条件付きである程度本人の申立を信用して、未納期間を納付または免除として救済せざるを得ないのではないかと思います。
※① 配偶者が納付または免除になっている。
② 未納期間の前後が長期間にわたり納付されている。
③ その他

2. 厚生年金保険については、私の管理職在任中に標準報酬月額の改ざん等について、部下から相談を受けたこともなければ、指示をしたこともないので、お答えできかねます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁へ指示どおり記録を進達していたので、まさかこのような事態になっているとは思ってもみませんでした。所長会議や研修においても、私の知る限りでは、この問題は取り上げられたことはありませんでした。
存在を知ったのは、マスコミが取り上げ始めてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少なくとも私が経験した範囲では、私に責任があるとは思わなかったので、何の対応もしようとしませんでした。
現時点でみた場合には、国民年金に限って言えば、被保険者台帳への納付記録もれの防止の徹底をはかるべきではなかったかと若干の反省がないとは言えません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者(○)
所属	本　庁　　地方庁(○)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長(○) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

異議申立者、全ての人に納得いくような解決策はないと思われますが、今回、年金記録回復委から出された回復基準案によって早期処理を行うべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、将来に向っての個人情報であることから大事なものとして取り扱ってきました。
今回明らかになった様な大変な状況は、今回の報道によって初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の事務処理上は、取り扱いや点検に充分配慮してきたつもりです。
現在は、国民年金加入届等が本人の届出になっているもので、例えば、厚生年金喪失届が即、国民年金加入とし、未加入期間を発生させないよう連動すべきだと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　（退職者）
所属	本　庁　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

台帳や被保険者名簿等が正確に入力されていない
それが相当あると思われるが、被保険者自身が氏名・年令
等偽っているものもかなりあるのではないかと思う
例へば家族の扶養者として入社した場合と年令制限の
ある事業所に勤務した場合、事情により氏名を偽らざる
を得なかった等々。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピューターの記録と紙台帳の記録の照合
を早急にすることが重要と思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

限られた時間内でのオンライン切替作業で、完全なチェックが出来ていなかったと思われる。又増大する年金相談業務の中で、同姓同名であっても、同一のことを考へ事務所より事業所名等、安易に知らせてはならぬと指示されていたように思う。
本人の申立のみでは限られていては将来的には問題になるのではとは考へていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談窓口、適用窓口では本人の申立を聞取り出来る限り調査をしていたと思うが、オンライン切替前後の確認作業を可能な限り実施していたらとは思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶にありません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録事務を機械化するため、台帳を移管後廃棄として廃されたことは承知しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、昭和60年4月に退職しましたが、過去、年金台帳の記録事務に携わったことがないので、どのように処理したかはわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　　（退職者）※丸印あり
所属	本　庁　　　　　　（地方庁）※丸印あり
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 （f）事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 ※丸印あり g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞報道によれば紙台帳全件についてコンピューター記録と照合するといわれていますが、疑重複記録が多数あると思われ確認は非常に困難であると思われます。
被保険者宅への戸別訪問調査も有効と思いますが件数も多く大変な労力が必要と思われますので、事故内容（国民年金に限り）によっては市町村の協力が得られれば解決できる事案もあると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録特に納付記録については、被保険者の将来の年金額に係る事項であるので適確な処理に留意してきました。
市町村及び職員についても其の旨厳格な指導をしてきました。また市町村台帳との照合を定期的に実施してきたので社保台帳と市町村台帳との不突合は無いと思っています。
国民年金では重複の処理を数回実施してきたので未統合記録は裁定請求時に確認し解決できると認識していました。
問題の存在は新聞報道で知りました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の旧台帳から新台帳への切替業務については社会保険庁が示した処理要領では記録の管理が不完全と考え完全転記を実施しました。
上記により新台帳からオンラインシステムへの切替業務は円滑に処理できました（事故件数も少なかったと記憶しています）

反省点としては
① 国民年金の届出は本人の申出であったこと
② 業務センターから定期的に記録の提供を受け紙台帳（市町村台帳を含む）照合すべきであったこと
③ オンラインシステムへ切替業務は時間をかけて実施すべきであったと思います。また業務センターのコンピューターの処理能力にも問題があったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者
所属	本　庁　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中全く知らなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く知らなかった。
福岡県内ではなかったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

無かったと考えているので、わからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者
所属	本　庁　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の政府で計画されている：金、物と人を入れて一定の期間照合する他にないと思う、

只一定期間内に終らない場合はどこかの時点で保険者による認定が必要ではないかと思う。

(例へば第三者委員会？等にかけた上で)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は特に記録問題(だけ突出した)~~[illegible]~~の認識はない、多くの不突合の問題と存在を知ったのはあくまで新聞報道に出るようになってからである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から26年位前の事であり、正確な記憶はない。
現時点においてあくまで正確に納付した者が不利にならないように処理すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 (f)(○) 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインの記録
市町村被保険者名簿
旧 国民年金台帳
の照合を継続する
ことが望ましい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務局体制になった1年後に退職したが、そのような問題は認識していませんでした。
退職後（19年頃）と思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職していたが事務所で照合作業などできるものは手伝いをしようと思っていた。

（厚生年金について）算定説明会等で算定基礎届は保険料を決めるだけでなく将来の給付・年金の額を決定する基礎となることなど事業所に対して説明してきた。

年金記録のオンライン化では、旧台帳からの登録作業で照合が不充分だったのかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 （○）f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) （○）i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・ありません。
・年金記録管理については、地方庁は、かかわりはなかったのでは、本庁の出先においても指導、指導もあったとは見えない。
・事故リストを返送されたと、本庁の対応を知りたい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・入力ミスについては、紙台帳（適用通知書）と照合するしかない
・保険料の納入については、事業主又は加入者の思いちがいがあると思う
・私の知るかぎり、報酬を遡及させたことはない、又、事業を継続しているのを全喪させたこともない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 在職中、無かった。
- 知ったのは、マスコミの発表で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 未統合の5000万件について、内容を知りたい。又、なぜ、この件数を放置していたのか 平常の点検と思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　（退職者）
所属	本　庁　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) （i.）事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題としての記憶は無い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公的年金制度は長期にわたり、健全かつ安定的な制度として維持するためには個別的、具体的なデータに基づく個人の権利を重視して行くことと認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応するための体制づくりや担当職員の資質の向上を図ることが必要となるが、応対の往方に十分認識しておく必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 当初小生の勤務先の直方社保、管内では炭坑が多く数多くの朝鮮人が多く、逃亡等で偽名、偽生年月日を使って他炭坑に勤務していたこと。また邦人でも借金等でその炭坑で働くことが出来なくて別人となって他の炭坑で働いていた事実が多く、その度（タビ）に厚年証を申請していたこと。
従ってA人がB人と同一であることがあるがA＝Bであることの証明が大へんむつかしい。

（質問2）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在のように地道に進めて行くことが最良と思う。
朝鮮人の分が多数ある筈だが戦後帰鮮時に脱退手当金を支給している筈なので別枠として除外したら如何。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、新規の場合必ず年金番号は一人一番号になることを担当者に説明したこと［小生の経験の○○○○の証］出して、
2、健保委員会でも上記と同様、

3、マスコミの年金記録についてのアオリと事業主、被保険者の「自分の年金のこと」といってあまり関心がなく年をとってアワてる有様[redacted] 社保庁の一方的にズサン行政[redacted]だけではない。事業主、被保険者に責任の一端がある。
4、この件を長妻氏がいいだすまで全く気にしなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、取得届に氏名の「フリガナ」を付さなかったことが致命的である、
2、日本の場合 昭和36年発足から 原則 ~~は~~ [redacted] ~~印紙~~ の細目~~の~~[redacted] 弁護士で大へん大きな誌るものがいるが 終わったへ と大声でTVというが 現金か、印紙か ちょう付[redacted]しなければ きく必要あり
3、小生としては全く法律、規則どおり執行したと自信をもっている、

4、台帳移管後 事故リストとして照会されたリストは改めて解[redacted]のに こんなことになっていようとは 驚きにたえない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　○退職者
所属	本　庁　　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長　(大分南) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①適用事業所名簿を社会保険事務所毎に再作製し、各被保険者に面接調査する
②①の資料を参考に各適用事業所毎の被保険者名簿を再作製する。
以上は可能な限り早期に実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の記録は社会保険の最重要の財産であり、各記録の問題点はオンライン化した時点で記録の再点検が組織の中に設置してスタートさせるべきであったと思われますが、今回知らされた年金記録の誤った事象については組織として知らされたことはなかったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問３）のとおりで問題認識に至ることがなく、事務所に於いて被保険者連名簿の保存等がオンライン化と並行して重要視されなかったのは残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

調査委員会の意見を厚生労働省として決定されれば良いのでは

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁、都道府県として保険料の収納率向上に力点を置いていたのではないかと思います。
県としても（社会保険事務所）事業所を保険料滞納まで遡り全喪させていた事は知っていました。徴収課滞納整理係の職員（担当者が処理していた。）（昭和57、58年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の年金受給資格期間を考えれば遡及全喪はすべきではなかったと思います。
その事が明らかになれば被保険者期間を加算すべきだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている方策以外にOBとしては考えられることはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職していた時には、年金記録問題は公表されておりませんでしたので、認識していませんでした。
この問題を知ったのは、公表されて初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

公表された以降、この問題解決においては、大規模な人手が必要であることから、OBとして最善の協力をしたいと考えていました。
この問題の反省点は、もっと早くコンピューター化を進め、年金記録管理を徹底すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　(退職者)
所属	本　庁　　　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞・テレビ等で報道される以外が判らないです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長妻委員や大臣が野党時代に問題化されて以降に認識しました。
但し、個人で記録の不突合等は、以前から窓口にて相談処理はあってきました。
原則、領収書を証拠書として求めておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全く認識はなく、個々の相談につきましては対応は行っておりました。
可能なかぎり情報を聴取し調査していたと思います。

判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者 (circled)
所属	本　庁　　　地方庁　福岡県
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 (circled) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、国が行なっている処理対策を一年でも早く解決・解消する為には、処理人員の特別増員を計られ、一日でも早く解決する事が、年金に対する国民の信頼回復への近道であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中(平成14年迄)には、年金記録問題が今日の様になるとは予想だにしなく、正確に記録されたものと信じていた。し年金記録問題が国会で取り上げされた事に対し信じられなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録が消えたとされる記録の解消回復等について早急に問題の処理を行い国民の年金不信不安を一刻も早く解決される事を願う。この記録問題に対処されている現役職員に対し敬意を表します。今後の年金制度の発展を願います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者(○)
所属	本　庁　　　地方庁(○)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h.)(○) その他(事務局)　医療管理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

知らなかったとは言え、年金記録管理の不備は制度への大きな不信を生じており、この解消には組織として全力をあげて記録の整備に取り組み、信頼を回復していくしかありませんが、懸命に対応している職員には直接の責任はなく処遇上不安や不利益を受けたのは大変残念です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は第一線の窓口業務担当として適正な業務処理を心がけてまいりましたが
年金記録の問題が報道で指摘され初めて記録管理の不備を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少しでもお役に立てばと、昨年より有期で地元の社保でお手伝いしていますが、社保での対面式の記録整備は大変効果的と思います。

問題点、
記録整備後の年金再裁定者への支払に時間がかかり過ぎ制度不信をさらに高めている。
WMで旧台帳の閲覧に画面が小さく、又不鮮明なものもあり、システムの改良をして頂きたい。
（コンピューター未収録の旧台帳記録は変換収録するより、記録整備には現行の記録照会者へのWM閲覧による対面調査が有効と思われます）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.（○）事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、国が行なっている方策で解決出来ればと願っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

男女を問わず、個人の事情や個人の都合により、氏名を変えたり、生年月日を変えて就職している例は、今も昔もかなりあると思われます。
事業所から、取得届がそのまま社会保険に提出された場合、これらは別人となりますが、このようなケースは相当数あると思われます。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

毎年、膨大な数の取得届が出されてきますので、事業所から出されてくる届書を信じて、対応してきたと思います。
現在、どのような事務処理のしかたをしているか承知していませんが、何か効率のよいチェックの方法があればと願っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (○)e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙の事象以外は知りません。

・脱退手当金について当時、会社が請求を行うケースがあり、退職金として本人へ支払ったのではないか

・記録として、旧台帳の裏面(下欄)に脱退金額・支給日を記載し、被保険者名簿の本人の備考欄に(脱)の表示をした事を記憶している

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚労省が国家プロジェクトとして示している方策を実行して、1人でも多く受給者となるよう努めていただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録は本人の裁定請求時に整理すればよいと言われていたので その様にとりあつかっていた。

○国会でとり上げられ全国的にこの様な事象がある事を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○オンライン上の入力ミス等後の事故リストの処理が的確に行われていなかったのではないか。

○基礎年金番号導入に際し当初から具体的でかつ実行性のある計画がされていなかった事。特に未回答者（年金に対して無関心）に対しての対策が徹底されず、疎かにされていた事。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)（○）事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りませんでした

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今のところありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・マスコミの報道で5000万件の消された記録問題を知った。

・本庁もこれまでの調査分(問題点)をマスコミに積極的に公表すべき

・

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・過去の入力時の照合、突合チェック体制の不備
(45～47年当時のさんこうタイプライターの入力結果のチェック不備)
市町村からの記録を事務所でさんこうタイプライタに変更し進達していた

・厚生年金記録の本庁へ進達後の本庁の入力時の照合、突合チェック体制不備
(63年以前分)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　(退職者) ※退職者に○
所属	本　庁　　　(地方庁) ※地方庁に○
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f. 事務局課長級以上) ※○ *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　No.1

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。(厚生年金保険事務しか従事していないのでその分のみ)

1、昭和50年代位迄は、世間一般、特に中小零細企業の経営者,
勤務されていた方々は、「年金」に対する意識・関心はあまり高くなく給与
支払において保険料控除されるのが嫌で少しでも手取額が多い方
が良いと言う人が数多くおられ、毎年会計検査院の実地検査
において「資格取得漏れ」が指摘されていたにも拘ず(年金局)(事務所の努力には限界があり)
社会保険庁は効果的な対策を実施していないと感じていた。
又、社会的背景として雇用関係についても、一般的に曖昧な点
もあって「資格取得届」に関して、年令詐称、氏名等に対する確認
についても、社保事務所窓口では困難であり、提出された書類
そのまゝ記録進達していた。(年金番号生年月日訂正・氏名訂正
・重複取消届等が大量にその後提出されていた)
2、年金手帳になる以前、被保険者証(カード型式)の裏面には
「お一人一生一番号です」の字句がある筈ですが、順守された方
には「年金記録漏れ」は皆無ではないかと思います
現在のようにコンピュータ、IT化されておらずその時代に合せた最良
の方法で(不完全、不備な点もあったと思われますが)その当時の職員と
して一生懸命業務に従事してきたつもりです。一言申し上げます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の問題点等多々あったと思いますが、あまりにも時間の
経過がありすぎて根本的、全面的な解決は難しいのでは
ないかと思われます。
「年金記録漏れ」となっている「記録」について再度照会
して頂きたいと思います。
① 氏名の読み方、生年月日の近い方
② 会社名、所在地、
上記の資格期間に
③ 被保険者資格期間が上記期間又は前後に近い
資格期間が余白と(記録がなく)なっている方を対象として本人(又は家族の方)
へ照会する方法も考慮して頂けたらと思います。
(現在、実施されている年金特別便、年金定期便では
確認が難しいのではないかと思います)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保、事務所において、「年金記録」(健保も含む)について、その都度業務センターへ進達していたが、毎年大量の「事故リスト」による照会があり、事務所では、その処理に対して事業所等へ文書照会、電話照会を行って適正な処理に対応してきた。
平成8年頃、「基礎年金番号」導入時、事務所の適用課長として年金記録を業務センターへ進達したが、あまりにも短期間に膨大な記録を処理して進達しなければならなかったが事務所として出来る事はやったと感じている。
しかし、上記のとおり事務所は精一杯頑張ったと考えているが業務センターにおいても、これらを適正に処理されているものと信じて疑わなかったが、しかし、メディアによる報道では社保、事務所がデタラメ、いい加減な処理をしてきたとの報道であり全く心外である、5千万件もの記録漏れがあるなど事務所に勤務した者であれば到底信じられない問題である。

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点については報道されている問題点(機関委任事務・三層構造・労働組合等)であると思います。元職員として、現在の職員の方、国民の方々、関係する方々へ率直にお詫び申し上げます。
しかし、全体的な再検証も必要ではないかと思います。
報道されております検証結果ではなく、具体的個々別の実例等を望みます
年金制度の運営についての組織、年金局、社会保険庁、業務センター、機関委任事務体制、社保、事務所、計画立案、事業実施、予算に関する事、予算執行経費具体的な事務処理作業、をどうやっていたのか多方面からの検討、検証を行い問題点の整理のうえ明らかにして欲しい、又、その結果を国民に正確に公表して頂きたいと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

40-225

回答票③ No.2

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

3、社会保険制度の加入については、企業毎(会社事業所単位)で加入となっており、会社名は「法人登記簿」の社名となっている
しかし、会社によっては「○○会」の正式名称でありながら、従業員の方は通常使用されている会社名しか覚えていないという方も多かったと思います。
特に医療機関やサービス業、の業種が多かったと思います
例えば医療機関「○○会」で社保事務所へ法人登録登記名で適用を受けているが、従業員の方は「○○病院」としか覚えていない等あったと記憶しています。
又、本人は勤務先の会社名を覚えていても、雇用の実態は子会社、関連会社であったり下請会社という場合もあり、本人から詳細な聞取り調査を行わなければならない必要なケースもあるのではないかと思います。

(質問２) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでに報道されている新聞やテレビなどの内容を知っているだけです。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録については請求者から過去の勤務状況等詳細に申し出をしてもらい、その内容を確認するという取り扱いに疑問はもちませんでした。

統合されていない持ち主のわからない記録が大量にあること等は今回の報道があるまで知りませんでした

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入時点で記録整備のとりくみをすべきであったと思います

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　（退職者）
所属	本　庁　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) （i.）事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

強制適用事業所であっても企業が適用申請を行なっていない場合
或いは適用事業所になった年月日が被保険者であった者の申出の被保険
者期間後であった場合、若しくは適用申請時の事業所の名称が法人
登記法上の名称でなく通称の名称で届出でされたケースもあり
裁定請求書中の履歴申立欄の事業所名等には特に留意が必要

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

請求書中の職歴を正確に記入することは勿論、勤務していた
当時の仲間、社長、同僚等により内容が判明したケースも
ありました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「事故リスト」の完全処理に尽きると思う
地方庁の記録を高井戸業務課に移管しコンピューターによる「オンライン化」が計られた
移管の方法として~~[illegible]~~紙台帳、写真撮影したフイルムによる移管であったと記憶している。
移管した記録に不備（生年月日相違、記号番号相違、二重払出、資格重複等）がある者は「事故リスト」として地方庁に回答を求められるが、火災による焼失、水害による判読不能等により「調査不能」と回答しても当然「再調査」ということで再照会が続く、極力被保険者の有利になるよう処理したが、どうしても完全な解答ができないものが散見された（S52～53年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

比較的大手企業は厚生課等で社会保険事務所と同程度の資格記録台帳を所持しているケースもあり確認できたものもあったが、全課あげて「事故リスト」の処理について徹底した検討を加え調査確認が不能なものについて一定基準を設け処理し、調査不能者をなくすべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本　庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 ○f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、解決のため、第三者委員会において、事例の把握がなされているものを、分析しながら、最終的には政治判断での解決を図ることを望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、年金記録問題を議題としたことはありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　〇退職者
所属	本　庁　　　　〇地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) 〇i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においては、過去にあった問題点を洗い出し、全職員に問題点を徹底して知らしめ、再度この様なことを起こさないよう教育すべきだと思う。

私はこの点を痛感しております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金番号の重複取消処理は多く処理していました。
② 全喪事業所の喪失処理について若干遡及していたかも知れない。
③ 滞納事業所については、差押の時効処理及び、徴収を処理していた節がある。（徴収課担当になってから）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 滞納処分については、出来るだけ足を運んで徴収するようにしていた。差押え処分はほとんどしなかった。
※ 差押処分の仕方、意義など、将来の年金給付に影響する等の事を、身近に感じるような教育指導が足りなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者（○）
所属	本　庁	地方庁（○）

最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） (地方社会保険事務局) 　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・事業主よりの届書類提出（資格取得届）で氏名を正式な名前でなく通称名にて提出されていた（まれに）
（記憶がはっきりしません？）

・生年月日のいつわり（採用に年令制限があったため）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者よりの申出がないかぎり無理と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○長期間の問題であり、適切に管理されていると認職していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　（退職者）
所属	本庁　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 （f.）事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金を担当していた。
被保険者に対し発送した郵便物が「住所不明」や「転出先不明」で返送され、市町村の住民票でも住所が確認できない者は「不在被保険者」として整理した。
不在被保険者とした場合、台帳は別保管し、住所が判明しないかぎり年金に関するすべての情報や指導は行っていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全被保険者の名寄せにより解決していると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の受給権に関する記録なので間違いがあってならないと思って仕事をしていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 現年度は、市町村で管理し住民の実情に合った指導や納付勧奨等が行われていた。
- 過年度分は、社会保険事務所に引き継れ、２年間にわたり納付書の発送や年金制度の周知を行っていた。
- 市町村と合同で出張集合徴収、年金相談等を開設していた。
- 市町村で年４回程度、社会保険事務所で年に４回～５回、納付勧奨を行っていたが、未納被保険者は国民年金制度に無関心が大半であった。
- ◎今、国が言っている２年以下の未納期間は無条件で納付とするのは、まじめに納付した被保険者に対し問題があり、反対です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者
所属	本　庁　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的な情報以外は解りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金記録問題は、時間がかかっても処理すべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題は、老後の所得保障にかかる大事な事ですから、決して疎かにすべきではないと考えて、おりました。

・年金問題を知ったのは、退職後、テレビ、新聞等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録に誤りがあったとすれば、年金記録台帳から、コンピューターに入録する~~[illegible]~~時点で、もっと慎重にすべきであったと、思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 （f）事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

年金記録問題に関する調査について　４０－２３４
回答票３・４

年金記録は、被保険者が将来年金受給資格を満たす事が出来るか。その年金額計算の基礎となる大切なものと認識していた。
市町村が保管する台帳と、社保が保管している台帳の記録が相違することは考えられない、同一でなくてはならない。
そこで、毎年７～９月頃市町村台帳と社保台帳の読み合せをした。
ここで不突合となった件について、被保険者手帳印し貼付台紙に遡って確認、修正処理した。

未納者に対して納付干渉をした時に次のような事があった。

・夫婦で国年に加入、夫は完納、妻は未納
家計は妻が握っていた、当時苦しかったので夫の分のみ支払った、妻の分は後日払うつもりでいたが忘れて納付期限を過ぎ一括納付も多額で納付できない。

・女性は、ｻﾗﾘｰﾏﾝの男性複数と結婚・離婚を繰り返し、一人住まい。
国年の取得・喪失届もせず未納。男性の居場所も判からず年金期間の確認が出来ない。人生のいやな部分（ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ）を見せたくない為か証そうとしなかった。

・過去複数会社に勤め無届退職・転職先を知られたくない為か、次の会社に異名で入社。これを繰り返したため被保険者期間の確認が出来ない者が多数いた。

以上の事例は一部で、他に多くの事例があったと思う。このような事が庁に取り上げられ、後に数回特例納付の救済処置も出来た、その都度周知の為、市町村、公民館単位の説明会や、直接該当者に対し戸別訪問による説明、広報を展開した事を思い出す。高齢になり記憶も薄れているが。現在マスコミ等で取り上げられている社会保険の職員は血も涙もないと云われ残念である。
結果的に、被保険者や年金受給者の皆様に大変なご迷惑をお掛けしていること、又、後輩にそのつけを回すことになり申し訳なく思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　**退職者**
所属	本　庁　　**地方庁**
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) **i. 事務所長** j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

請求者が納得の出来る方策を考えなければいけない。~~[illegible]~~
現役の皆様方が英知を出し合ってこの難問を解決していただきたい。よろしくお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、この様な問題に発展することは全く予見していません。記録事態が完全に機かいに収録されているものと思っていた。地方庁には台帳の大切に保管されているので問題になる事はない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械（オンライン化）管理が早く実施されていれば記録管理は実現されていたのではと思っています。今後の対策としてはねんきん特別便にて照会し年金記録もれ等について地道に地方庁へ照会し記録を取寄せ復元していくしか方法はないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　(退職者)
所属	本　庁　　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民に対する信頼回復のため、年金特別便等を通じて徹底的に調査し、被保険者や年金受給者に対し納得の行く説明を行う必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は特に年金の記録について問題があるとは思っておりませんでした。
記録問題が国会等で取りとげられるようになって、初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題ぞに関して現職の職員が解決に向けて懸命な努力を重ねている中私達OBで何か出来ることがあれば積極的に対応して行きたいと思っています。

年金記録を電算化する時点で本庁と地方庁との間での打合せが不充分でなため、お互いの認識不足があったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者（○）
所属	本　庁　　　　地方庁（○）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長（○） j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

永年の業務の中で蓄積したものであるので一朝一夕に解決するものではないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別な問題意識はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

シッカリと記録管理をしてこなかった点が大きいと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　(退職者)
所属	本　庁　　　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題では過去の社会背景を考慮に入れるべきではなかったかと思います。職員が記録の管理を一部十分に行わなかった事も事実と思いますが、紙とペンで記録の処理を行っていた時代、事業所及び被保険者から虚偽や過誤の届出も随分あった事も事実です。
調査等や会社担当からの過誤が判明したことによる訂正届を相当件数処理した経験があります。
事業所等からの届出が全て真正であったとの前提では、年金記録問題の全てを解決できるとは思えません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在することを知ったのは、年金記録問題が発表された時です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁の方針に従って問題の解決に当りました。
現場の声が反映されなかったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで〇を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに〇を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに〇を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年代に送付されて来ていた事故リストを止めた為に年金記録の照合がされなかったのではないでしょうか。その為に多くの記録不整合が ~~出た~~ 発生したと思う。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙記録との ~~正~~ 照合を行なう

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　（退職者）
所属	本　庁　　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） （i.）事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている事例以外は具体的事例は思いつかない。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金等の旧台帳記録を正確に判断しオンラインに収録していくことや、未統合の年金番号を基礎年金に登録する。
旧台帳、名簿等の記載内容を正確に判断できる業務経験のある者で行う必要があるのではないでしょうか、委託業務として未経験者では正確な作業や迅速な作業は困難と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金被保険者が複数の手帳番号を取得していたことは年金の裁定請求時に多数見受けられ、その時点で年金番号が統合され記録整備されていた。オンラインに収録されていない記録が大量にあるとは認識していなかった。
この問題については、公表されてから詳細を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の事務所対応では年金番号統合による記録整備推進として適用事業所に対する協力依頼を徹底し理解と協力を求めた。
年金記録対応窓口の担当者を業務経験の豊富な職員にて行い正確な処理に努めた。
反省点、
オンライン導入時や基礎年金番号導入時に、年金番号の重複調査を徹底し記録整備図るべきであった。
年金は長期にわたり管理が必要なものである、運転免許証のような一人一番とすべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現場での実務経験が少なく、年金記録に関わる業務の経験がなく、これだけ大量の年金記録が中に浮いていることを知ったのは新聞テレビ等のマスコミの報道で初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

既に大問題となってから初めて知ったので、その時点で個人が何かできるレベルの問題ではありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いまだに未統合の年金記録（旧台帳を含む）については、本人が死亡されていたり、本人の記憶にない記録も相当数含まれていると思われるので、既に一部の市で実施されていますが、自治体の協力を得て地域の実情をよく知っている職員等による人海戦術の方法がベストと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人が複数の年金手帳（番号）をもっている（発行された）ことは知っていたが、年金請求時に統合されていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題については、職員一丸となり問題解決への強い意識をもって、毎日数百人のお客様に対応していました。
また、今思えば、平成9年の基礎年金番号の導入された時に、職員はその主旨を十分認識すべきであったし、国民の皆様へキチンと理解してもらうための広報を徹底すべきであったと思います。
基礎年番導入以前は、転職による資格取得する人で年金手帳を紛失しているときは、健康保険証を1日でも早く交付する為、年金手帳番号は新しく払出していた経過があります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　　　退職者
所属	本　庁　　　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金定期便・特別便等で個別にお知らせすることは、必要だと思う。

・事業主の協力、被保険者の理解を深める、何らかの方策も必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合の記録や未整備の記録については、それまでは個別に対応していた。短期間ですべての統合が終了するはずもないので、機会ととらえ、統合、整備し最終的には年金裁定請求時に確認されると認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・対応については、お客様への丁寧な説明と、法令に基づき正しく訂正すべきものは訂正してきた。

・反省点としては、将来このような、もろもろの問題が生じる~~かもしれない~~であろうとの想定が不足していた。またそれらの対応について、組織全体の統一したマニュアルが不充分であった。

ご協力、ありがとうございました。